

西予市若年がん患者在宅療養支援事業について

若年のがん患者さんが、住み慣れた自宅などで過ごせるよう、在宅療養に必要な費用の一部を助成します。

対象：20歳以上～40歳未満

(医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)

内容：訪問介護・訪問入浴介護・福祉用具貸与・福祉用具購入

料金：サービス利用料の上限額 月額6万円

自己負担額：サービス利用料の1割



○利用のながれ

1.利用申請

申請書と主治医の意見書などを西予市健康づくり推進課まで提出してください。

2.利用決定の通知

市で申請内容を審査した後、利用決定通知書が送付されます。

3.サービスの利用

介護サービス事業者との契約はご自身で行っていただきます。利用決定通知と一緒にお渡しする事業所一覧を参考にしてください。

4.サービス利用料の支払い・請求

サービス利用料をサービス事業者にお支払いください。

その内9割に相当する額について、請求書・実績報告書・領収書を提出してください。

(一月単位)

請求及び受領に関する権限を、サービス事業者へ委任することもできます。

5.審査・申請者への支払い

市で申請内容を審査し、指定の口座に利用料を振り込みます。

6.申請内容変更や利用の停止

支援事業の利用途中に、住所等の変更があった場合やサービスを利用する必要がなくなった場合など、必ず市に連絡し、変更申請書をご提出ください。